

## 広島県告示第三百七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 区域

山県郡安芸太田町

### 二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

### 三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
平成二十九年九月五日	午後一時～午後四時	安芸太田町役場簡賀支所
平成二十九年九月六日	午前九時～午後四時	川・森・文化・交流センター
平成二十九年九月七日	午前九時～午後〇時	安芸太田町役場東館

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
平成二十九年九月五日～ 平成三〇年三月三一日	当該計量器の所在場所

### 五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会